

「離島・へき地における遠隔医療推進事業」業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

「離島・へき地における遠隔医療推進事業」業務委託

2 履行期限

令和9年3月31日（水）

3 業務目的

離島・へき地の医療の充実に向け、県内市町村に対する伴走支援等を実施し、遠隔医療（オンライン診療）の普及促進を図るもの。

4 業務委託内容

伴走支援の対象市町村は、三島村、長島町（以下「対象市町村」という。）とし、伴走支援のテーマは以下を想定しており、当該支援に向けて(1)、(2)、(3)を実施すること。

三島村：既存のオンライン診療提供体制の見直し及び医療 MaaS 導入に向けた整理

長島町：オンライン診療（医療 MaaS を含む。）導入に向けた整理

※ 伴走支援テーマについては、契約締結後に業務受託者、県、対象市町村の協議により最終決定する。

(1) 導入検討・準備協議会の開催支援

対象市町村ごとに県が設置する導入検討・準備協議会により、伴走支援のテーマについて協議することとしており、その支援を行うこと。

なお、協議会における業務受託者の役割、会議における協議事項・開催形態は以下を想定しており、会議開催にあたっては、県及び対象市町村と協議のうえ、決定すること。

【導入検討・準備協議会における業務受託者の役割】

- 開催日時及び開催方法（対面・オンライン）の検討及び調整（開催日程の調整及び連絡等）
- 会議資料の作成（(2)及び(3)の業務による資料を含む。）
- 会議進行
- 議事録作成

【導入検討・準備協議会のイメージ】

開催回数 開催月(予定)	協議内容(案)
第1回 (8月)	連絡事項：本会議の目的、全体スケジュール、各委員の役割 協議事項：住民ニーズ調査項目
第2回 (11月)	報告事項：各種調査の分析結果の報告 協議事項：導入計画案、収支計画書案
第3回 (翌年1月下旬)	協議事項：第2回における協議を反映した各案
書面	連絡事項：最終案（導入計画、収支計画書）の共有

※ 協議会委員数は、5名程度を想定。

委員の選定等は、契約締結後に業務受託者、県、対象市町村の協議により最終決定する。

(2) 対象市町村における現況等調査

必要に応じ対象市町村等と連携し、以下の業務を行うこと。

① 医療需要及び医療提供体制等の将来見通しの把握

オープンデータや行政情報等をもとに、対象市町村における医療提供状況を把握の上、今後の医療需要等の見通しについて示すこと。

② オンライン診療に係る住民向けニーズ調査の実施及び取りまとめ

対象市町村におけるオンライン診療の住民ニーズを把握するため、以下の業務を行う。

- 調査対象の選定
(調査対象は、へき地診療所等を受診している患者及びその家族を想定。)
- 調査項目、調査方法の設定
- 調査の実施
- 調査結果の取りまとめ

③ ①、②の結果等を踏まえた適切なオンライン診療の導入方向性の整理・提案

上記①、②の結果等を踏まえ、オンライン診療の導入方向性を整理する。

整理した内容については、(1)の協議会において提案を行う。

(3) 導入計画案、収支計画書案の作成、提案

(2)③で提案したオンライン診療の形態を導入するための計画案、収支計画書案を作成する。作成した各案は、(1)の協議会において提案し、委員の意見を聴取したうえで、修正案の作成等を行う。

なお、(1)の協議会において提案を行う前には、県及び対象市町村と必要に応じて協議を行う。

(4) 有識者のアドバイザー派遣調整

伴走支援テーマの議論を促進する観点から、オンライン診療の実施に関する有識者を(1)の協議会にアドバイザーとしての参加調整を行う。

- 伴走支援テーマに沿ったアドバイザーの選定
- アドバイザー参加調整
- アドバイザー参加費用の支払い

(5) 遠隔医療セミナーの開催支援

県内市町村の遠隔医療普及を目的として、先行事例や各種制度に係る県セミナーの開催を支援する。

【遠隔医療セミナーにおける業務受託者の役割】

- 会議資料の作成補助（本事業結果や他県の先行事例の取りまとめ等）
- 参加者アンケートの作成及び回収、取りまとめ

(6) その他

予算の範囲内で事業の目的をより効果的に達成するために、事業者が独自で提案する事業があれば、県を含む関係者と調整を行い適切に実施すること。

(7) 実施報告書の提出

事業終了後、速やかに以下についての記載を含む実施報告書を提出すること。

5 成果物等

(1) 本業務の成果物は以下のとおりとする。

ア 実施報告書

イ 対象市町村におけるオンライン診療導入計画案、収支計画書案

ウ その他業務上作成した資料一式

(2) 提出方法及び様式

ア 書類等の提出物は、データ及び紙媒体（A4判縦型横書き左綴じ簡易製本）で提出すること。

イ 提出するデータは、加工が可能なMicrosoft Office製品（「Excel」、「Word」等の各ソフトウェアのバージョン2019以上）で問題なく参照・更新できる形式で作成することを原則とし、それ以外で提出する場合は、承認を得ること。

(3) 提出時期

令和9年3月末日

6 事業完了の報告等

委託業務終了時に、5の成果物について紙媒体（A4判縦型横書き左綴じ簡易製本）及び電子データ（CD等）を提出するものとする。

7 本業務の実施体制

受託者は、本業務について以下のとおり取り組むこと。

- ・ 本業務の実施責任者を配置すること。
- ・ 個人情報扱う場合は、取扱責任者・事務従事者等の管理体制を明確にすること。
- ・ 本業務に関する実施体制表を作成すること。
- ・ オンライン診療に関する知識、技術、情報収集力、分析力を有す要員を配置すること。
- ・ 本業務に類似したオンライン診療体制の構築・運用支援業務の実績を有すること。
- ・ 病院の経営・運営管理に詳しく、収支計画書等を作成できる要員を配置すること。
- ・ スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・ 参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・ 本業務を行うにあたり受託者が第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、県が定める個人情報の保護に関する条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に連絡し協議を行うこと。

9 業務遂行上の留意事項

本業務の目的及び内容に沿った実施計画を作成し、契約締結後、速やかに県と業務内容についての打合せを行うこと。

また、業務の準備及び実施状況について、県と随時報告及び打合せを行うこと。

10 著作権・特許権等

- (1) 本業務の成果物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条、同条 28 条に規定する権利を含む）、特許権、その他の知的財産権を、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (3) 本業務の成果物は、県が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権、特許権、その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用も含め、すべて受託者において責任を負うものとする。

11 実施計画

本仕様書に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、県から承諾を得ること。

12 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については、事前に県と十分に協議すること。

また、適宜、業務内容に係る助言を県に対して行うものとする。必要な一部の修正については応じるものとする。